

(整理番号1907)

長野地方最低賃金審議会長野県最低賃金専門部会(第2回)議事要旨

開催日時	令和元年8月5日 10時00分～11時00分		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
議題	1 長野県最低賃金の改正審議について 2 その他		
<p>1 長野県最低賃金の改正審議について 長野県最低賃金の改正審議に先立ち、事務局から資料No.1及び資料No.2について説明があった。</p> <p>(1) 労働者側代表委員の基本的な考え方 最賃法第1条、労基法第1条、憲法第25条に基づき、人たるに値する生活を営むことが出来る水準への賃金引上げを目指すべきであること、春闘の妥結額、長野市の消費者物価指数、有効求人倍率ともに高い水準にあること等から、経済状況も緩やかに上昇していると判断している。 また、2023年までに最低賃金を1,000円にすべきであり、非正規労働者の処遇改善が社会的に求められていること、都市部との賃金格差、人手不足の深刻化の是正が必要である等、賃金引上げの基本的な考え方について意見が述べられた。</p> <p>(2) 使用者側代表委員の基本的な考え方 現在の景気動向は、日銀短観ではD.Iが3期連続で下落していること、米国と中国の関係悪化の波及が大きく、製造業を中心に景気は厳しい状況にあること。 また、今年度の中央審議会では名目GDP成長率を考慮しておらず、賃金引上げ目標を3%とする根拠はないことから、賃金改定状況調査結果の第4表(Bランク、0.8%、7円の賃金上昇率)を根拠に金額審議すべきである等、賃金引上げの基本的な考え方について意見が述べられた。</p> <p>(3) 金額提示 ア 労働者代表側の金額提示 目安金額の27円を参考に実地視察結果等を踏まえ、29円引き上げて850円とする金額提示があった。</p> <p>イ 使用者代表側の金額提示 春闘の妥結1.75%、14.3円に基づき15円引き上げて836円とする金額提示があった。</p> <p>労使双方の提示額に隔たりがあり、これ以上の歩み寄りが無いことから、引続き次</p>			

回(8月7日)に金額審議されることとなった。

2 その他

労働側委員から第1回専門部会で配付された資料の数値について、確認があった。

配布資料

- No.1 長野地方最低賃金審議会 長野県最低賃金専門部会委員名簿
- No.2 長野地方最低賃金審議会 長野県最低賃金専門部会運営規程